

報告第15号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第18号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月25日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京都府京丹後市網野町網野地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年3月25日、旧網野栄養支援センター車庫内において、市長公室網野市民局職員が物品の片付け作業中に物品を転倒させ、車庫内に駐車中の相手方車両に損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 91,606円

3 損害賠償の相手方 京丹後市弥栄町所在 法人